

中央大学の入学試験問題の二次利用について（取扱要領）

中央大学（以下「本学」といいます。）の入学試験問題については、下記の要件を満たす場合に限り、本学以外の者がこれを二次利用（複製すること、複製物を第三者に配付すること、問題の一部又は全部を利用して問題集等を作成すること、作成した問題集等を出版（電子出版を含みます。）すること、その他教育目的で利用することをいいます。）を行うことができます。

ただし、本学の入学試験問題の著作権は、本学及び当該入学試験問題に含まれる原著作物の著作者または著作権者に帰属していますので、二次利用にあたっては、それぞれの著作権上の権利を損ねることがないように十分注意してください。

記

1. 本学入学試験問題を二次利用した場合は、別紙「中央大学入学試験問題二次利用報告書」および成果物を以下(1)、(2)の要領で提出すること。

(1) 利用報告の方法

書式：別紙「中央大学入学試験問題二次利用報告書」

期限：成果物の刊行・公表から1か月以内

方法：郵送または本学入試課問合せフォームより送付してください。

(2) 成果物の提出方法

期限：成果物の刊行・公表から1か月以内

方法：成果物を1部郵送してください。

インターネット上での掲載等の場合は、本学入試課問合せフォームよりWebサイトのURL等を送信してください。また、自動公衆送信した場合は、送信される内容をプリントアウトしたものを提出してください。

○郵送先：〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1

中央大学入学センター事務部入試課 入試問題二次利用担当 宛

○入試課問合せフォーム：<https://chuo-admissions.zendesk.com/hc/ja/requests/new>

*件名を「入試問題二次利用報告書送付」としてください。

※二次利用による成果物の再版等を行う場合は、利用報告書を再度提出する必要はありません。ただし、内容の改定または再編集等を行った場合は、この限りではありません。

※私的利用のための複製（著作権法30条1項）に該当するもの、または学校教育法に基づいて設立された学校等の教職員が営利を目的とせず、教育の一環として利用する場合は、利用報告は不要です。

2. 本学以外の第三者に著作権があるものを二次利用する場合は、利用者の責任において、必ずその著作権者へ許諾申請を行い、適切な権利処理を行ってください。利用者が著作権者への許諾申請を怠ったことによるトラブル等について、本学は一切の責任を負いません。

3. 二次利用に際しては、本学の入学試験問題であることを明示してください。また、一部の抜粋を行った場合や改変を行った場合は、その事実を明示してください。ただし、一部の抜粋や改変が著作者人格権を侵害にあたると思われる場合には、成果物の刊行・公表後であっても、利用停止等の措置を求める場合があります。本学は、それに伴う損害等について一切の責任を負いません。
4. 本文書の公開日以前に、従前の手続方法（事前の許諾申請）により既に二次利用の許諾を得た成果物については、この取扱要領に基づく再報告の必要はありません。

以上